



---

# 株式会社脱炭素化支援機構の設立について

---

令和 4 年11月24日

環境省 脱炭素化支援機構設立準備室

# 脱炭素化支援機構 創立総会の開催について



■ 10月28日に創立総会を開催し（株）脱炭素化支援機構を設立。

【名称】 株式会社脱炭素化支援機構

英語名称：Japan Green Investment Corp. for Carbon Neutrality（JICN）

【代表取締役社長】 田吉禎彦

【設立】 2022年10月28日（予定活動期間：2050年度末まで）



【目的・内容】

脱炭素化支援機構は、国の財政投融資からの出資と民間からの出資（設立時は計204億円）を原資としてファンド事業を行う株式会社。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行い、**脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生への貢献、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献**する。

【設立時出資金】 204億円（民間株主から102億円/国の財政投融資（産業投資）から102億円）

※設立時出資金のうち102億円が資本金、102億円が資本準備金（いずれも投融資に活用可能）

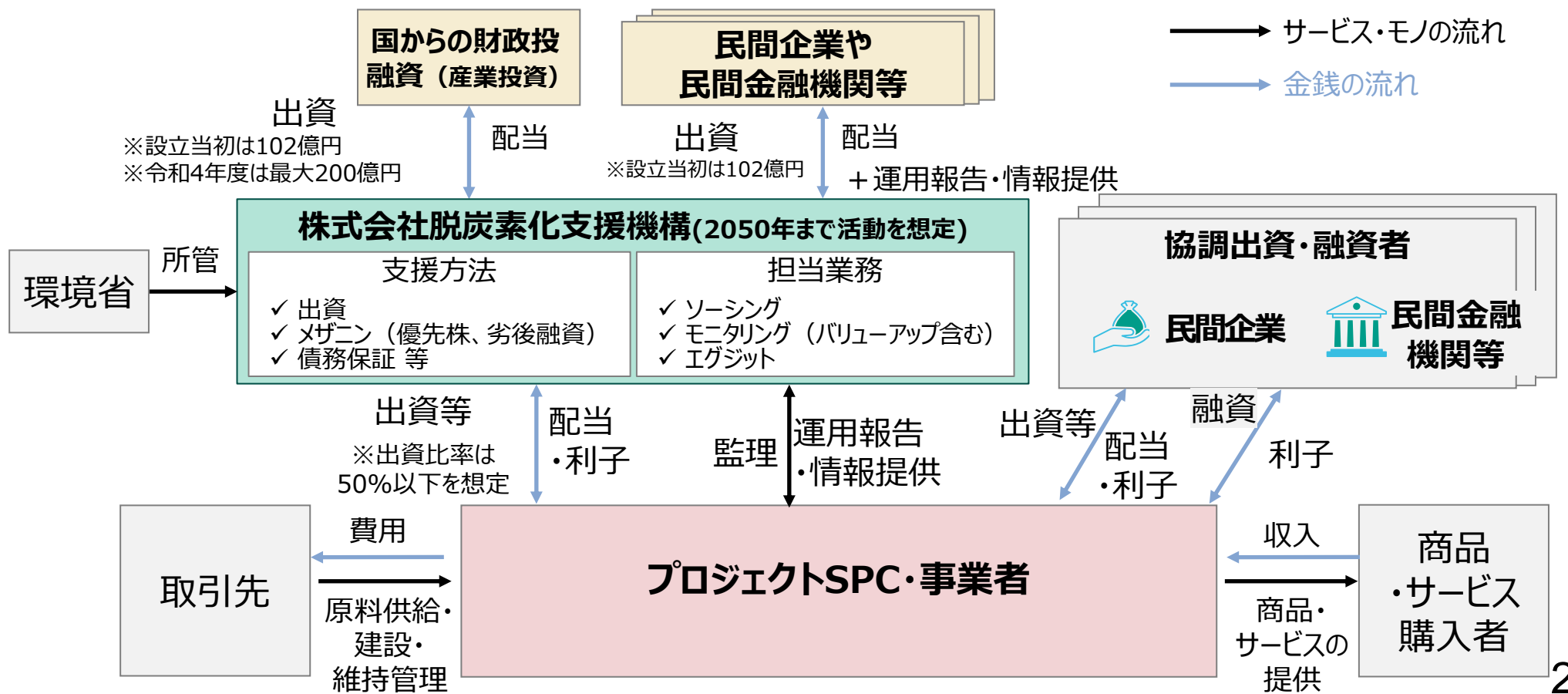
※国の財政投融資からの出資金は、機構の投融資の状況に応じ、令和4年度末までに最大総額200億円（設立時出資金102億円を含む。残り98億円）まで追加出資の余地がある。

※令和5年度分は、財政投融資からの出資金を最大総額400億円、機構が金融市場で資金調達する場合の政府保証（5年未満）200億円を、環境省から財務省に要求中。

【所在地】 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル9F

# 株式会社脱炭素化支援機構の活動・機能の全体像

- 脱炭素化支援機構は、国の財政投融资からの出資と民間からの出資（設立時は計**204億円**）を原資としてファンド事業を行う株式会社。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**脱炭素に資する多様な事業への投融资（リスクマネー供給）**を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生への貢献、知見の集積や人材育成など、**新たな価値の創造に貢献**する。



# 株式会社脱炭素化支援機構の設立時民間株主(82社102億円)



- オールジャパンで脱炭素に取り組む姿勢を打ち出すべく、幅広い金融機関や事業会社、計82社から102億円の出資。
- 設立時の出資金総額は国の産業投資からの出資と併せて計204億円。

## ◆ 金融機関等 (57機関)

- 政府系・系統金融機関：日本政策投資銀行、信金中央金庫、農林中央金庫
- 都市銀行：三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行
- 信託銀行：三井住友信託銀行
- 地方銀行：北海道銀行、北洋銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、東邦銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、東日本銀行、横浜銀行、八十二銀行、長野銀行、山梨中央銀行、第四北越銀行、静岡銀行、大垣共立銀行、中京銀行、愛知銀行、北陸銀行、滋賀銀行、紀陽銀行、中国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、愛媛銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、大分銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、肥後銀行、鹿児島銀行
- 証券：野村ホールディングス
- その他金融機関：ゆうちょ銀行、あおぞら銀行

下線の社は発起人

## ◆ 事業会社 (25社)

- エネルギー：中部電力、関西電力、JERA、東邦ガス、大阪ガス、西部ガス、北海道ガス
- 鉄鋼：神戸製鋼所
- 化学：積水化学工業、昭和電工
- 機械・電気：クボタ、日立造船、JFEエンジニアリング、アズビル、スズキ
- 運輸：東日本旅客鉄道
- 建設・住宅：戸田建設、西松建設、五洋建設、住友林業
- ガラス・土石製品：日本ガイシ、太平洋セメント
- 流通：セブン&アイ・HD
- 通信：日本電信電話、KDDI

# 株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業領域のイメージ



- 脱炭素化支援機構は、従来グリーンファイナンス推進機構が対象としていた事業領域に加えて、脱炭素に資する幅広い事業領域に対して支援を行っていく予定。

※以下の記載例は、あくまでもイメージであり、限定列挙しているものではない。

## エネルギー起源CO2の削減

### 【発電・熱供給】

- ✓ 再エネ発電事業（太陽光発電・風力発電・中小水力発電・バイオマス発電・地熱発電等）  
※FITを活用した太陽光発電は、現行グリーンファイナンス推進機構における運用を踏襲し、資金供給の対象外とする。
- ✓ 再エネ熱供給事業
- ✓ 火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼
- ✓ バイオマス燃料の製造・販売

### 【住宅・家庭】

- ✓ ZEHの建設、販売
- ✓ 住宅の省エネ改修、屋根上太陽光や蓄電池の設置・販売

### 【農林水産・食品分野】

- ✓ ソーラーシェアリングの設置
- ✓ 省エネ型・ノンフロン型の業務用空調冷凍設備の設置

### 【移動・モビリティ】

- ✓ 再エネと組み合わせたEVや充放電設備の導入
- ✓ 脱炭素型の船舶の導入
- ✓ カーボンニュートラルポート、カーボンニュートラル空港の整備

### 【サプライチェーン】

- ✓ 再エネ・蓄エネ・省エネなどの脱炭素関連の製品やサービス、素材・部材の製造・販売
- ✓ 再エネ供給関連や水素等のエネルギー貯蔵施設の開発
- ✓ マイクログリッド等再エネの最大化を促す配電事業

### 【オフィスビル・商業施設など】

- ✓ ZEBの建設、販売
- ✓ ソーラーカーポートなどのオンサイト太陽光発電の設置
- ✓ 省エネ改修等による脱炭素化
- ✓ 工場の脱炭素化（電化、設備更新等）

## エネルギー起源CO2以外の削減

- ✓ プラスチックのケミカルリサイクル、代替素材の開発
- ✓ セメント産業等の製造過程の更新投資等
- ✓ ごみ焼却施設更新時のメタン発酵バイオガスへの転換投資
- ✓ 農畜産のメタン排出削減に係る設備設置等

## 温暖化ガス吸収量の増大

- ✓ 森林整備を伴う林業再生、耕作放棄地での燃料栽培、グリーンインフラ整備等

## 上記に記載される企業へのファイナンスを行う企業への投融資等

- 支援基準とは、株式会社脱炭素化支援機構が、支援決定（支援対象事業者及び支援内容の決定）に当たって従うべき基準。
- 地球温暖化対策推進法第36条の24に基づき、経済産業大臣と事業所管大臣への協議を経たうえで、環境大臣が告示形式で制定。

## 支援基準の主な内容

### 1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

#### (1) 政策的意義

- ・温室効果ガスの削減効果が高いこと
- ・経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること

#### (2) 民間事業者等のイニシアチブ

- ・脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
- ・民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること

#### (3) 収益性の確保

- ・対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
- ・機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること

#### (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保

- ・地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
- ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること

### 2 対象事業活動全般について機構が従うべき事項

#### (1) 運営全般

- ・積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、効果的な支援を行うこと
- ・脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること

#### (2) 投資規律の確保

- ・運用の透明性を確保すること

#### (3) 機構の長期収益性の確保

- ・事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること

#### (4) 民間ステークホルダーとの連携

- ・機構の中立性を確保すると同時に、民間出資者等とともに、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に継続的に努めること

#### (5) その他

- ・行政機関等の関係者と相互に連携を図り、相乗効果発揮による効率的な支援を行うこと

---

## 参考

---



# 株式会社脱炭素化支援機構 設立までの経緯



令和3年12月24日 財政投融资計画 閣議決定  
**令和4年 2月8日 改正地球温暖化対策推進法 閣議決定**  
令和4年 3月22日 財政投融资計画 予算成立

**令和4年 5月25日 改正地球温暖化対策推進法 成立**  
令和4年 6月1日 改正地球温暖化対策推進法 公布  
**令和4年 7月1日 改正地球温暖化対策推進法 施行**

令和4年 7月5日 機構の社長候補者の発表  
令和4年 7月20日～8月24日 機構に関する全国説明会開催  
令和4年 8月3日 機構の発起人会の開催（※9日付で結果の公表）  
令和4年 9月14日 機構の設立についての環境大臣認可

**令和4年10月28日 機構の支援基準の発表**  
**令和4年10月28日 機構の創立総会開催・設立**



# 脱炭素化支援機構から資金供給を受けるニーズ情報の提供について



- 今後、**具体的な投融資の活動は、脱炭素化支援機構において行われること**になりますが、脱炭素化支援機構におけるメール・問い合わせ受けの体制が整い、本格稼働が予定される12月初旬頃までの間は、引き続き、環境省において、機構からの資金供給を受ける資金ニーズの情報を幅広く受け付けます。**機構から資金供給を受けることに関心のある方は、是非情報提供ください。**
- **社内のみならず、関連企業や取引先などにも、資金調達の選択肢の一つとして御紹介ください。**
- 支援を希望する企業だけでなく、金融機関やコンサル事業者から情報提供いただくことも可能です。

☆情報提供様式の掲載場所 ※必ず、こちらの**様式に従い、情報提供をお願いいたします**

[https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post\\_167.html](https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/post_167.html)

[https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/topics/20211224-topic-19.html](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211224-topic-19.html)

☆資料提出先メールアドレス [zerocarbon-finance@env.go.jp](mailto:zerocarbon-finance@env.go.jp)

※資料提出時のメール件名は、次の通りとしてください。

【●●（会社名）】【◎◎（事業略称）】JICN資金ニーズ情報について

本年度中(2023年3月まで)に出資のコミットが求められる案件も積極的に受け付けております

## 【留意事項】

- いただいた情報は、環境省担当者および脱炭素化支援機構の役職員や役職員になる予定の方に共有します。
- いただいた情報について、御返信できないことがあります。あらかじめ御了承ください。
- 事業構想段階等で、定量的な記載が難しい・記載できない欄がある場合でも、できる限り御記入・御提供いただければ、内容を拝見させていただきますので、そのような場合でも、是非御連絡ください。

# 創立総会での西村大臣スピーチ・田吉社長スピーチ

## 〈西村環境大臣スピーチ〉



西村環境大臣は、発起人、株主、関係省庁など設立関係者への感謝と、脱炭素社会実現への決意を表し、オールジャパンの体制で、脱炭素社会の実現への投資を一層盛り上げていくことを呼びかけました。また、脱炭素化支援機構（JICN）が、今後10年間で150兆円もの脱炭素投資を実現する政府方針の先駆けとなって資金を供給し、多くの脱炭素プロジェクトを創出することへの期待を述べました。

## 〈田吉社長スピーチ〉



選任された経営陣を代表して、発起人、株主、環境省、関係省庁など設立関係者への感謝の意が表されました。また、今後多額の投資が必要とされている脱炭素ビジネスを積極的に支援し、金融機関を含めた民間企業の投融資の呼び水の役割を果たすことで、脱炭素に必要な資金の流れを太く、そして速くしていき、これからを担う世代の皆さんのために、経済発展や地域創生などの新たな価値を作り出すことを後押ししていくとの決意表明がありました。

# 株式会社脱炭素化支援機構 設立時の組織体制イメージ



当面は連携協力して活動

# 株式会社脱炭素化支援機構の取締役・監査役 略歴①



代表取締役社長 ※脱炭素化委員会委員

**田吉 禎彦 TAYOSHI Yoshihiko**

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構  
常務理事



1964年生まれ。1987年京都大学法学部卒業

1987年 株式会社日本興業銀行入行

2006年 株式会社みずほコーポレート銀行  
シンジケーション部 シンジケーション推進役

2008年 株式会社日本政策投資銀行入行  
クレジットビジネスグループ参事役

2011年 同 シンジケーショングループ長

2013年 同 審査部担当部長

2015年 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構常務理事

取締役常務執行役員（経営企画総務・渉外担当）

**永島 徹也 NAGASHIMA Tetsuya**

環境省 株式会社脱炭素化支援機構準備室室長代理



1969年生まれ。一橋大学社会学部卒業。

タフツ大学フレッチャ―法律外交大学院修士

1992年 環境庁入庁

2011年 環境省大臣官房政策評価広報課広報室長

2012年 同 廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室長

2014年 同 大臣官房参事官(中間貯蔵施設担当)

2016年 同 総合環境政策局環境影響評価課長

2017年 同 自然環境局総務課長

2019年 同 大臣官房総合政策課長

2021年 同 大臣官房総務課長

取締役専務執行役員（事業推進担当（CIO：Chief Investment Officer））

**上田 嘉紀 UEDA Yoshinori**

関西電力株式会社経営企画室

イノベーションラボ 担当部長（兼）

宇宙ユニット チーフストラテジスト（兼）

合同会社K4 Ventures インベストメントアドバイザー

1969年生まれ。京都大学大学院工学研究科修士課程修了。大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位取得退学。

1995年 関西電力株式会社 入社

2004年～2005年 Global Catalyst Partners（関電を休職）

2005年～2016年 関西電力グループ経営推進本部、環境室など

2016年～2018年 関西電力エネルギー・環境企画室 企画課長

2018年～合同会社K4 Ventures インベストメントアドバイザー(現職(兼))

2020年～関西電力経営企画室イノベーションラボ担当部長(現職)



社外取締役 ※脱炭素化委員会委員長

**新井 良亮 ARAI Yoshiaki**

株式会社ルミネ 顧問



1946年生まれ。

1966年 日本国有鉄道入社

1987年 国鉄分割民営化により東日本旅客鉄道株式会社に入社

2009年 同 副社長・事業創造本部長

2011年 株式会社ルミネ代表取締役社長 兼務

2017年 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役（現職）

2019年 公益社団法人日本鉄道広告協会会長就任（現職）

2022年 株式会社ルミネ顧問に就任（現職）



# 株式会社脱炭素化支援機構の取締役・監査役 略歴②



社外取締役 ※脱炭素化委員会委員

**大内 智重子 OHUCHI Chieko**

株式会社電通 エグゼクティブ・アドバイザー



1962年生まれ

1983年 株式会社電通入社

2018年 同社 執行役員

2019年 同社 エグゼクティブ・アドバイザー（現職）

公益社団法人 日本女子サッカーリーグ「WEリーグ」理事

(株)ハンディ顧問

(株)銀座パーキングセンター監査役

社外取締役 ※脱炭素化委員会委員

**武藤 めぐみ MUTO Megumi**

独立行政法人 国際協力機構 上級審議役

1964年生まれ。政策研究大学院大学博士（開発経済）

1989年 海外経済協力基金採用

1999年 国際協力銀行 開発業務部企画課調査役

2010年 独立行政法人国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部東南アジア第三課長

2012年 同 東南アジア・大洋州部次長

2018年 同 フランス事務所長

2018年 同 地球環境部長 兼 気候変動対策室長

2020年 同 研究所副所長

2021年 同 上級審議役就任



社外取締役 ※脱炭素化委員会委員

**小関 珠音 OZEKI Tamane**

大阪公立大学大学院都市経営研究科准教授



1965年生まれ。博士（学術、東京大学）

1989年 (株)日本興業銀行

2005年 GCA(株)、06年 (株)dimmi代表取締役

2012年 イノベーションドライブ合同会社

2014年 (株)幹細胞&デバイス研究所取締役（18年より顧問（現任））

2015年 東京大学大学院新領域創成科学研究科講師

2016年 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授

2020年 (株)ジャパンディスプレイ取締役

監査役

**野口 真有美 NOGUCHI Mayumi**

野口公認会計士事務所 所長



1968年生まれ

1991年 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行

1993年 シティバンク、エヌ・エイ在日法人入社

1998年 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社

2008年 野口公認会計士事務所 所長

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役

独立行政法人国立公文書館監事、日本フェンオール株式会社取締役

公益社団法人日本広報協会監事、公益財団法人日仏会館監事

日本公認会計士協会組織内会計士協議会/社外役員協議会サステナビリティ部会委員

# 事業者・金融機関が脱炭素化支援機構を活用・連携するメリット

- 脱炭素化支援機構は、事業者にとって高いリスクを伴う一方で資金需要が発生する開発段階での資金提供が可能であり、**事業者の財務健全性の向上と信用力の向上**を見込むことができる。
- また、金融機関では引き受けることができないリスクを脱炭素化支援機構が取り、融資対象の財務健全性や事業計画の信用力を向上させたりすることで、金融機関の対象企業への**融資負担の減少、取引安全性の向上**が見込め、金融機関からの支援を受けやすくなる。

## 機構による貢献事項

## 事業者にとってのメリット

## 金融機関にとってのメリット

### 財務の健全性の向上

本機構による出資により、**事業者の資本構成に厚みを持たせる**ことが可能となる

本機構が金融機関では引き受ける事が難しいリスクを取ることで、**融資対象の財務健全性が向上**し、取引の安全性が向上する

### 開発段階での資金提供

高いリスクを伴う一方で、資金需要が発生する**開発段階において、融資調達以前の資金調達が可能**となる

本機構が先行して資金提供することで、**開発段階において金融機関が負う融資負担を軽減**することが可能となる

### 事業計画の策定審査の支援

事業計画策定段階での関与により、事業自体の**信用力が向上し、民間資金の「呼び水」に繋げる事が可能**となる

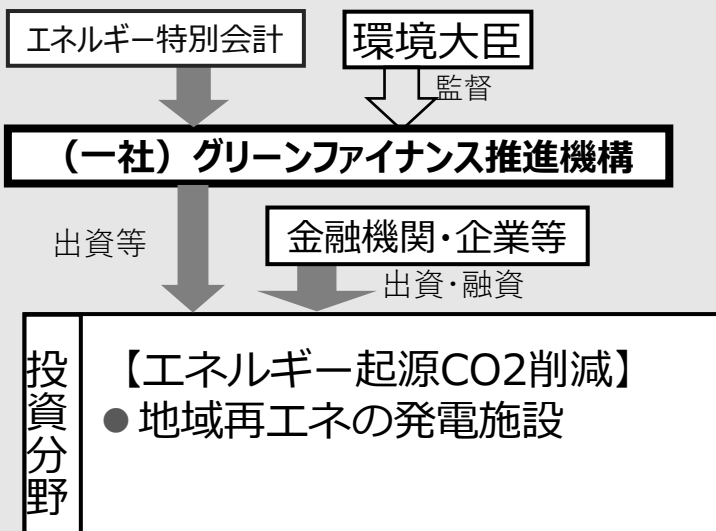
**金融機関より早期に事業性の審査**を実施する事で、金融機関がこの情報を共有する事で**融資判断の参考に**することが出来る

# 現行グリーンファイナンス推進機構からの移行・拡充について

- 脱炭素化支援機構は前身となるグリーンファイナンス推進機構から体制を移行し、ノウハウを継承しつつ、民間企業からの出資により民間目線のガバナンスも取り入れ、投資対象分野や規模等を拡大。
- 特に、**地域の再生可能エネルギー案件などによる地域の脱炭素化支援だけでなく、日本全体の脱炭素化の加速にも貢献。**
- **現機構は、新機構設立後、新規の投資決定は行わない**予定。（既存の出資案件の株式等を順次処分したうえで、解散・廃止する予定。）

## 地域脱炭素投資促進ファンド (令和3年度 **エネ特** 予算48億円)

※法律に位置付けられていない



移行・拡充

## 株式会社 脱炭素化支援機構 (令和4年度 **財投** 200億円)

